

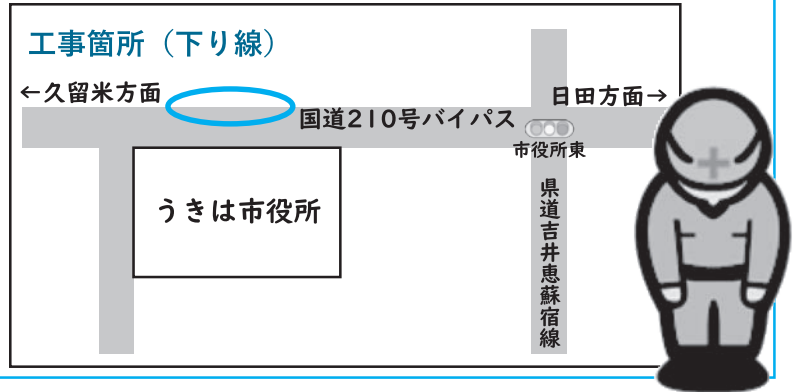
## 市役所前国道210号バイパス工事のお知らせ

工事期間：12月初旬～12月末

うきは市役所前国道210号バイパスの下り線（日田方面）において、市役所出入り口の工事（右折レーン設置）が行われることになりました。

工事期間中は、片側通行規制を行いながら実施する期間もありますので、市役所にご来場される方や通勤等で市役所前のバイパスをご利用される方は、お気をつけてご走行ください。

●問合せ 住環境建設課 ☎75-4987



## うきは市子育て短期支援事業「ショートステイ（短期宿泊）」

（本年度より開始）

保護者が、疾病・疲労など身体・精神・環境上の理由により児童の養育が困難になった場合、児童養護施設において児童を一定期間、養育・保護を行う事業です。

◆**利用方法** うきは市福祉事務所子育て支援係で事前に申請手続きが必要です。

◆**対象年齢** 0歳から

◆**利用者負担** 申請する世帯の所得状況および児童の年齢によって異なります。  
詳細は係におたずねください。

※**注意** 受入先施設の状況によっては利用できない場合があります。

●**問合せ** 福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4961



## ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

給付金の申請はお済みですか？ひとり親世帯臨時特別給付金

### 支給対象となる方

- ①ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受け、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方（追加給付）
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方（基本給付および追加給付）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（基本給付）

### 給付額

（基本給付）1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円  
（追加給付）1世帯5万円

支給要件に該当すれば給付金を受け取ることができます。申請書の提出が必要ですので、支給要件や添付書類など給付金に関する詳細はうきは市ホームページをご覧ください。

**お早めに支給要件をご確認ください！申請は令和3年2月末までです。**

●**問合せ** 福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4961

